

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融機関のTier1資本の額（次条第二号の算式におけるTier1資本の額をいう。）に算入される資本調達手段（自己資本に算入される株式その他の金融商品を総称していう。以下同じ。）と同様の仕組みの金融商品</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャー</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融機関のTier1資本の額に算入される資本調達手段（自己資本に算入される株式その他の金融商品を総称していう。以下同じ。）と同様の仕組みの金融商品</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャー</p>

リ (略)

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 外国銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）及び銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及び銀行持株会社に準ずる外国の会社に対するエクスポージャー

へ 第三十一条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた金融商品取引業者、最終指定親会社及び最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（最終指定親会社を除く。）であつて、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうち第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）並びに外国証券業者に対するエクスポージャー

三十七の二〜七十九 (略)

八十及び八十一 削除

リ (略)

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 外国銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）及び銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）に準ずる外国の法人に対するエクスポージャー

へ 第三十一条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた金融商品取引業者及びこれに準ずる外国の者並びに最終指定親会社及びこれに準ずる外国の者に対するエクスポージャー

三十七の二〜七十九 (略)

八十 子会社 法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。

八十一 子会社等 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百

八十二～八十五 (略)

(連結自己資本規制比率の計算方法)

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が
適当であることの基準(以下「連結自己資本規制比率」という。)
であつて、最終指定親会社及びその子法人等の適当な自己資本の充
実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率(以下「最低所要連
結自己資本規制比率」と総称する。)の区分に応じ、当該各号に定
めるところによる。

一～三 (略)

第二条の二 連結自己資本規制比率であつて、最終指定親会社及びそ
の子法人等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準
以外の基準は、連結資本バッファ比率(次の算式により得られる
比率をいう。)について、最低連結資本バッファ比率以上とする
。

資本バッファに係る普通株式等Tier1資本
の額

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当
額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二十一号。以下「令」という。)第十五条の十六の二第二項に規
定する子会社等をいう。

八十二～八十五 (略)

(連結自己資本規制比率の計算方法)

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が
適当であることの基準(以下「連結自己資本規制比率」という。)
は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところ
による。

一～三 (略)

(新設)

- 2| 前項の「最低連結資本バッファ―比率」とは、資本保全バッファ―比率及びカウンター・シクリカル・バッファ―比率を合計したものをいう。
- 3| 前項の「資本保全バッファ―比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。
- 4| 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ―比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次の各号に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。
- 一| 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率
- 二| 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率
- 5| 第一項の「最低連結資本バッファ―比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める比率のうちいずれか高い比

率)を加えたものとする。

一 最終指定親会社及びその子法人等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等である場合 金融庁長官が別に定める比率

二 最終指定親会社及びその子法人等が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等である場合 金融庁長官が別に定める比率

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。)として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社(法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。))としている場合における当該子会社(以下「金融子会社」という。))については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。)として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行若しくは銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社(以下「金融子会社」という。))については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基

準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。次条第四項において同じ。）に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

3 (略)

(その他Tier 1資本の額)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier 1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

3 (略)

(その他Tier 1資本の額)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier 1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一～四 (略)

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低
所要連結自己資本規制比率を維持することが見込まれること
。

六〇十五 (略)

5 (略)

(Tier 2資本の額)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) (略)

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結
自己資本規制比率を維持することが見込まれること。

六〇十五 (略)

5 (略)

(Tier 2資本の額)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇四 (略)

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ・ロ (略)

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (2) (1) (略)
- (2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本規制比率を維持することが見込まれること。

5 (略)

(資本バツファーに係る普通株式等Tier1資本の額)

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バツファーに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ 信用リスク・アセットの額の合計額

ロ マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ 第十三条第一項から第三項までの規定により加算される額(当該規定の適用がある場合に限る。)

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Tier1資本の額(第二条第二号の算式におけるその他

- (2) (1) (略)
- (2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本規制比率を維持することが見込まれること。

5 (略)

(新設)

Tier 1資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

イ Tier 2資本の額(第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。)

ロ その他Tier 1資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び第七条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第七条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第二条第三号の算式の分子の額の算出方法におけるTier 2資本に係る基礎項目の額の合計額又はこれに相当する額をいう。以下この号において同じ。))のうち当該連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額及び第二条第三号の算式の分子の額の算出方法におけるTier 2資本に係る基礎項目の額の合計額又はこれに相当する額をいう。以下この号において同じ。))のうち当該連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新

新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ（略）

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び第七条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 第七条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5（略）

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ（略）

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5（略）

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二（略）

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連会社等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一・二 (略)

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9～14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連会社等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用の

負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している最終指定親会社等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連会社等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連会社等は連結子法人等とみなす。

一〇四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用最終指定親会社にあつては第十四条第一項に定めるものを、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては第二百二十八条に定めるものをいう。

2・3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産及び負債並びにトレーディング業務に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項

うち当該会社に投資している最終指定親会社等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連会社等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連会社等は連結子法人等とみなす。

一〇四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用最終指定親会社にあつては第十四条第一項に定めるものを、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては第二百二十八条に定めるものをいう。

2・3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産及び負債並びにトレーディング業務に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで

第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)を対象とし、第六章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(連結子法人等における本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、トレーディング業務を行う部署においてリスク管理上トレーディング業務に係る取引と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができるものとし、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額(平成二十三年六月三十日より内部格付手法の使用を開始する最終指定親会社においては、第三章に定める信用リスクの標準的手法を適用した場合の所要自己資本の額)に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己

又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)を対象とし、第六章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(連結子法人等における本支店間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、トレーディング業務を行う部署においてリスク管理上トレーディング業務に係る取引と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができるものとし、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額(平成二十三年六月三十日より内部格付手法の使用を開始する最終指定親会社においては、第三章に定める信用リスクの標準的手法を適用した場合の所要自己資本の額)に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己

資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条各号及び第二条の二第二項の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条各号及び第二条の二第二項の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号及び第二条の二第二項の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第二項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用最終指定親会社

資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法

にあつては標準的手法を含む。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第二十三条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリテイ向けエクス

を含む。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第二十三条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセント

ポージャーのリスク・ウエイトは、零パーセントとする。

(第一種金融商品取引業者等向けエクスポージャー)

第三十一条 金融商品取引業者、最終指定親会社及び最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社並びに外国証券業者向けエクスポージャーのリスク・ウエイトは、その金融商品取引業者、最終指定親会社及び最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社並びに外国証券業者が自己資本規制比率、連結自己資本比率、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。

(カレント・エクスポージャー方式)

第四十七条 標準的手法採用最終指定親会社がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次の各号に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

一 (略)

二 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)をイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目(元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額及びクレジット・デリバティブをロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に定め

とする。

(第一種金融商品取引業者等向けエクスポージャー)

第三十一条 金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者向けエクスポージャーのリスク・ウエイトは、その金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者が自己資本規制比率、連結自己資本規制比率、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。

(カレント・エクスポージャー方式)

第四十七条 標準的手法採用最終指定親会社がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次の各号に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

一 (略)

二 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)をイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目(元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額及びクレジット・デリバティブをロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に定め

る掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ（略）

ロ クレジット・デリバティブの掛目

（表 略）

（注1）（略）

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①（略）

② 金融機関（第一条第七号ロ及びへに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社及び外国証券業者のうち第三十条又は第三十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

（注3）（略）

2・3（略）

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十五条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

る掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ（略）

ロ クレジット・デリバティブの掛目

（表 略）

（注1）（略）

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①（略）

② 金融機関（第一条第七号ロ及びへに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社及び経営管理会社のうち第三十条又は第三十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

（注3）（略）

2・3（略）

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十五条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十条 標準的手法採用最終指定親会社が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(表 略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十条 標準的手法採用最終指定親会社が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

(表 略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地

をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十七条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 金融機関（第一条第七号ロ及びへに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第三十一条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社及び外国証券業者、証券金融会社、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇六 (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 第二百五十八条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリス

方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十七条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 金融機関（第一条第七号ロ及びへに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第三十一条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者、外国証券業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社及び経営管理会社、証券金融会社、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇六 (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 第二百五十八条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリス

ク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

(表 略)

(注 1) (略)

(注 2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関（第一条第七号ロ及びへに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社及び外国証券業者の発行した債券等のうち第三十条又は第三十一条の規定により二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6―3、7―3又は8―8以上である格付を付している証券化エクスポージャーをいう。

ク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

(表 略)

(注 1) (略)

(注 2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関（第一条第七号ロ及びへに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第三十条又は第三十一条の規定により二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6―3、7―3又は8―8以上である格付を付している証券化エクスポージャーをいう。